

**令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)
【審査基準】**

I. 基本要件

審査項目	審査基準	○×
1. 応募申請書 【応募様式1】	<ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れがないこと ・申請日が公募期間内であること ・事業名が正しく記入されていること ・共同事業者がいる場合、応募様式1-2の提出があること 	○×
2. 実施計画書 【別紙1】	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての欄に記入漏れがないこと ・事業名は応募事業と合致していること ・事業者は応募様式1と同じであること ・根拠資料（環境配慮、事業計画、概略図、仕様書、図面、機器・設備の耐用年数表等）の提出があること ・削減効果、回収年数が根拠資料と相違がないこと ・完了予定日は令和6年2月末日以前の日付であること 	○×
3. 経費内訳 【別紙2】	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての欄に記入漏れがないこと ・所要経費が見積書と相違がないこと ・補助対象経費支出予定額内訳の経費区分・費目が別表第2に基づいていること ・財産は50万円以上のものがすべて記入されていること 	○×
4. 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象、対象外、値引き等が妥当であること ・有効期限は応募申請日を含んでいること ・発行元の印影があること 	○×
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書は、直近2決算期の提出があること ・定款、会社概要、事業で必要とされる許可書の写しの提出があること ・事業の実施可能性、継続可能性、実施体制、資金計画等を勘案して、事業計画の実現の見込みが認められるものであること。 	○×

II. 採点項目

過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業のうち事業実施に対する補助

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下） ③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超） ② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下 ③ 認証又は認定を取得している者がいない
二酸化炭素削減効果に関する事業効果が高く、かつ定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 削減効果の算定根拠、CO2 削減コストの算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。 ・ 導入する設備による CO2 を 1 t 削減するために必要なインシヤルコストについて採点する。 ・ 導入する設備による CO2 削減率について採点する。
他事業者への波及効果が大きいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業者への波及のための取組により採点する。
事業の実現可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社会変革につながる課題解決の見込みがあるか。 ② 当初の計画から乖離した場合の見直し体制・手法について検討しているか。
事業の継続可能性が高いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の状況を総合的に勘案して採点する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の継続が困難となった場合を想定し、予めその改善策を講じているか。 ② 補助事業終了後も継続して事業を実施する計画や体制であるか。
導入技術やスキーム等の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業により導入する技術やスキーム等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。

事業の実施体制の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制について、施工監理や経理等の体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。
設備の保守計画の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入する設備の保守計画の妥当性により採点する。

過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業のうち計画策定に対する補助

審査項目	審査基準
補助事業者が中小企業であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）の中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の「中小企業者」への該当性について、次により採点する。 ① 中小企業者である。（共同申請の場合、中小企業者が半数超） ② （共同申請の場合、中小企業者がいるが半数以下） ③ 中小企業者でない。（共同申請の場合、中小企業者がいない）
補助事業者が環境に配慮した取組を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業者（共同申請の場合は、代表事業者及び共同事業者）における流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づく総合効率化計画の認定、グリーン経営認証、ISO14001 の認証、その他これらに準ずる認証又は認定の取得状況について、次により採点する。 ① 認証又は認定を取得している（共同申請の場合、認証又は認定を取得している者が半数超） ② 共同申請の場合、認証又は認定を取得している者がいるが半数以下 ③ 認証又は認定を取得している者がいない
二酸化炭素削減効果に関する事業効果が高く、かつ定量化が可能であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定される計画が実施された場合の CO2 削減効果（見込み）の算定根拠、CO2 削減コスト（見込み）の算出方法の明確さや考え方の妥当性について採点する。 ・ 策定される計画が実施された場合の CO2 削減効果（見込み）について採点する。
策定される計画の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定される計画が社会変革につながる課題解決を実現するものであるかどうかにより採点する。
策定される計画の実施見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定後の計画の実施見込みにより採点する。
今後の活用・展開が期待できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同様の課題を抱える地域における参考となることが見込まれるか等の今後の活用・展開の見通しにより採点する。
実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施体制について、実施に向けた関係機関等との連携体制の妥当性により採点する。
資金計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定を円滑に実施するための資金計画の妥当性により採点する。
実施スケジュールの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定のスケジュールの妥当性により採点する。